

汚染水処理対策委員会トリチウム水タスクフォース（第1回）概要

1. トリチウム水タスクフォースの規約については、資料1の通りで委員からの了承を得た。
2. 規約に基づき主査の選出を行い、山本一良委員が主査に選出された。また、規約に基づき、主査よりオブザーバーの参加が求められた。
3. 資料2-1、2-2、2-3（汚染水処理対策委員会でのこれまでの議論やIAEAレビューミッションの提言等）に基づき、トリチウム水の取扱いが課題であることを事務局より説明。
4. 資料3（トリチウム水タスクフォースの進め方）、資料4-1（トリチウム水の物性等）、資料4-2（海外におけるトリチウムの取扱いについての評価事例）について事務局より説明した後、トリチウム水タスクフォースの進め方や、検討すべき選択肢・評価項目についての委員間での討議を行った。委員からの主なコメントは以下のとおり。
 - スリーマイル島の場合、どのような議論を行い、トリチウム水を大気蒸散させるという結論に至ったのか、経緯を調べて報告してもらいたい。
 - 想定しない事象の洗い出しや、トリチウム水を貯蔵するリスク等を評価・分析できる体制の構築が必要ではないか。
 - トリチウム水を環境に放出した際の環境動態をシミュレーションする専門家の知見が必要ではないか。
 - 分離技術について、概要等が分かる資料を提出してもらいたい。
 - 「科学」だけの議論ではなく、県民の不安や被災者の立場を考慮した議論が必要ではないか。
 - 事故は「受け入れざるを得ない汚染」であるが、トリチウム水を環境放出するのであれば、新たな汚染となる。この点を勘案して議論を進めるべき。
 - 科学的知見だけではなく、風評被害に伴うコストについても考慮して議論すべき。
 - 分離技術を検討するためには、プラントや設備に詳しい産業界からの有識者の話を聞くことが必要ではないか。
 - 時間軸も考えて検討を行うべき。どのような方法を、いつ選択できるのか、いつ終わられるのか、という観点が必要ではないか。
 - 地下貯蔵を議論するためには、地質や土木の専門家が重要ではないか。
 - そもそもトリチウムの法令基準がどのような考え方に基づいて作られたのか、を整理する必要があるのではないか。

- 今回のトリチウム分離については、これまで原子力関連で培われてきた技術（閉ループにて、少量の水を取り扱う分離技術）と考え方が大きく異なる。
- トリチウムの危険性については、誤解も多い。インターネットやテレビの指摘にも対応することが重要。法令基準の意味などを一般の人に分かりやすく、その理由等も説明する必要があるのではないか。
- 事務局が作成した評価項目等に加えて、TMI やサバンナリバーでの評価項目等も併せて考えるべき。
- 分離等の技術開発、実証試験は是非やってほしい。
- 今までの知見だけでなく、今後、検証していくべき技術についても見据えて、慎重かつ十分な議論を進めるべき。是非、技術開発を進めてほしい。国民、県民の方々に分かりやすい資料を作成してほしい。
- スリーマイル島の場合も、実際に蒸発処理を行うまでに約10年かかっている。水の量も質も異なるため、当時検討された技術や手法が、福島には適用できないこともあることを念頭におきつつ、当時の議論をこの場で共有しても良いのではないか。

(以上)